

令和7年11月5日

各公益法人 御中

国 税 庁

寄附金控除に係るマイナポータル連携の利用について（協力依頼）

公益法人の皆様におかれましては、平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、所得税等の確定申告の手続において、マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する仕組み（マイナポータル連携）を構築しております。

マイナポータル連携を利用することで、寄附金受領証明書を紙で郵送する必要がなくなり、郵送費用や印刷費用の削減、証明書発行業務の効率化といったメリットがあります。

公益法人の皆様におかれましては、本取組の趣旨を御理解いただきますとともに、積極的な御利用をお願いいたします。

詳細につきましては、下記国税庁 HP「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>

また、本取組に関して、御要望の状況を踏まえた上で、寄附団体向けの説明会を開催することを予定しておりますので、参加を御希望される寄附団体におかれましては、令和7年11月17日までに参加の御意向を国税庁納税者サービス PT 情報連携推進担当（myna_jyohorenkei@nta.go.jp）宛てにお知らせくださいますようお願い申し上げます。

開催概要や詳細については、決定次第改めて御案内いたします。